

令和4年度第10回第10期国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会

日 時：令和4年10月29日（土） 午前10時～正午

場 所：福祉センター 第二会議室

出席委員：辻，谷垣，村松，工藤，小林，中島，小池，片岡，井原

事務局：坂本，杉野，齊藤，乙津，竹枝

会 長：皆さんおはようございます。聞こえておりますでしょうか。定刻になりましたのでそろそろ始めさせていただければと思います。今日もどうぞよろしくお願いいいたします。気候がいい中，午前中から会議ということでご尽力頂きますが，どうぞよろしくお願いいいたします。

まず，事務局から会議の成立状況についてご報告をお願いします。

事務局：事務局です。本日は出席委員，まだ全員そろっておりませんが，Web 6名，会場が2名，計8名，委員の過半数の出席がありますので，国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例第6条第2項に基づき，国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会が開催できることを確認しております。なお，委員1名，のちほどWebにて参加の予定です。

会 長：ありがとうございます。皆様聞こえましたでしょうか。大丈夫ですか，音声は。本日8名ご出席いただき，2名欠席，そしてWebでご参加いただいているのは6名というところでございます。

会議の開催が確認できましたので，第10回国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは，資料の説明を事務局からお願いいいたします。

事務局：事務局です。資料の確認をいたします。本日の資料は，資料33「答申案」，資料34「答申案新旧対照表」，資料35「令和3年度実績資料」になります。資料35については訂正がございます。子育て応援パートナー事業の実績について，子ども家庭支援センター事業の項目と別項目がダブった記載となっておりますので，昨日修正して送付しております。申し訳ございませんでした。資料35 修正版をご確認いただければと思います。その他，不足資料はございませんでしょうか。会 長：答申案の新旧対照表，そして実績資料ということで，3つの資料になっております。

本日の議題は前回に引き続き「子育て応援パートナー事業の取り組みについて」ということで，本日は答申案をまとめる回になりますので，皆様のほうでも改めてご確認，ご意見を頂ければと思います。

それでは，事務局から資料の確認と説明をお願いいいたします。

事務局：事務局になります。本日もよろしくお願いいいたします。

本日配付をさせていただきました資料につきましては、資料 33、資料 34 のご確認をお願いいたします。前回の協議会でのご意見を踏まえ、答申案を修正させていただいております。修正箇所につきましては新旧対照表をご確認いただければと思います。「結びに」については「てにをは」等の修正しておりますが、大きく変わっていないため、新旧対照表への記載は省略させていただきましたので、ご了承のほど、お願いいたします。以上となります。

会長：それでは、項目ごとに沿って答申案を確認していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項及び答申について、これは変化なしというか変えようがございませんので、「3 子育て応援パートナー事業の拡充について」というところから見ていきたいと思います。

「はじめに」については、ここは文言のみの変更でございますので、特に大きな変化はなしというところ、そして（2）のところですか。ここでは現状の東部、西部、そして中央地区の状況を加筆させていただいているところですか。その現状に困難があるというところに入れさせていただき、一部削除をし、相互理解を進めるというところと、親子ひろば事業連絡会について、子細に加えさせていただいております。また、利用者の視点からということで書き加えさせていただいているところがございます。それが（2）のアのところですね、「現状と課題」のところでございます。ここに皆様から頂きましたご意見を踏まえて副会長、そして事務局中心に修正を頂いているところですが、まずアの「現状と課題」のところ、そして提言のところ、皆様ご確認いただきました上でご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

委員、お願いします。

委員：皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

アのところの「中央地区では各親子ひろばの個々の情報を集約・統一することが他の地区よりも難しい現状がある。」というところに、多分運営団体が違うことによって東部地区もちょっと差があるというようなことが会議の中で出ていかなというところがありまして、それが後半のほうで少し出たのですけれども、多分子育て応援パートナーの対応力のところを出たのですけれども、こちらのほうがいいのかとちょっと思ったので、今、中央地区のことだけ言及されているのですが、東部地区も含めて統一というところかというと、こちらに入るとよいのかなと思ひまして、ご意見させていただきました。

会長：ありがとうございます。答申案でいけば3 ページのアの2 段落目、「現在」のところでしょうか。ここに東部地区の民間委託になっていることの難しさみたいなところを入れたほうがいいのかというご意見だったかと思ひます。

委員：はい。

会長：委員、すみません。もう1 か所触れているところがあったというのほどちら

だったでしょうか。

委員：オの「子育て応援パートナー対応力の強化について」、10 ページの、その文言が出ていたのが、12 ページの「提言」の4行目、「また、中央地区に地区拠点親子ひろばを整備したうえで、市直営あるいは民間業務委託など」と、多分このことだと思うのですけれども、東部地区の民間委託の拠点に関してと西部地区の子育て応援パートナーができる業務の範囲というのが、今、契約上の問題で差があるというところがこの文章に表れているのかなと考えたのですけれども、このものが3ページのところに中央地区だけ言及をされているので、それも含めてここに言及をしてもいいのかなと思いました。

事務局：ご意見ありがとうございます。確認をさせていただきたいのですが、東部地区に関することですが、親子ひろばと子育て応援パートナーの関係性のところかどうか。運営形態によって対応力の違いがあるところのご意見を踏まえまして、親子ひろば事業との関係性ではなく、子育て応援パートナーの対応力の差が出ているというところで今回整理をさせていただいております。

委員：ありがとうございます。今、3ページの中央地区の親子ひろばの情報を集約・統一することが難しいと書いてあるのですけれども、民間委託になっていることで親子ひろばからの情報はある程度もらえるかもしれないのですが、集約をする差異があったりということは現状ではないと考えていいのですか。

事務局：事務局になります。現状、仕組みとしましては、東部地区においても、地区内の意見を集約して、地区拠点親子ひろばの支援方針会議を経て3地区拠点連絡会に情報を上げて、共有していくことになっておりますので、その部分でのやり方に違いはございません。

委員：そうなのですね。拠点親子ひろば自体がほかの親子ひろばの情報をなかなか集約できないということをちょっと伺ったような気がしていたので、ここに差があるのかなと考えたのですけれども、本来ならばそれはないと考えてよいならばそのままでもいいかと思えます。子育て応援パートナーさんが情報収集をするに当たっては大丈夫だと思うのですけれども、拠点の親子ひろばのできることが違うのでそこで、拠点親子ひろばが子育て応援パートナーさん1人にいろいろなものを負うような状態に、責任といういろいろな情報を子育て応援パートナー1人が抱えるような状態にはなっていないかなと。東部地区の拠点の親子ひろばがほかの東部地区の情報が集約されるというのはできているということであるならばこのままでいいのかなと思うのです。すみません、整理ができなくて。

副会長：委員、ありがとうございます。ちょっと整理すると、東部地区では地区拠点親子ひろばが民間の業務委託になっている関係で、そこが各親子ひろばから情報を集約したり、統一するのが少し難しくなっているのではないかなという、その部分ですか。

委員：そのとおりです。情報を集約しているのが子育て応援パートナーさん1人になっているので、子育て応援パートナーさんのほかの親子ひろばの情報も収集して情報を持っているのですけれども、例えば西部であれば拠点親子ひろばと子育て応援パートナーが同じように情報を共有しながら支援ができているところが、東部に関していうと子育て応援パートナー1人で抱えているところがあるのかなという印象がありまして、地区拠点親子ひろばのできることというのが、どうしても制約が今のところ契約上あるということだったので、その整理をされて、ここは統一できるかというのがこの部分に入るのがよいのか、先ほどの対応力のところでよいのか。ちょっとこちらに入ってもよいのかなと個人的には思ったのですけれども、もし情報のやり取りというのが西部と東部とあまり変わらずに同じようなことが基本的にはできているということであればこのままでもいいと思うのですけど、今現状としては、印象としてはできていないのかなと私個人が思ったので、ちょっとそこを確認したかったところです。

会長：ありがとうございます。それでは、事務局から現状についてご説明いただけますでしょうか。

事務局：事務局になります。ご意見ありがとうございます。今お話しいただきましたことにつきましては、地区拠点親子ひろばの機能というところになります。東部は情報を子育て応援パートナーが抱えてというお話があったのですけれども、情報収集をして支援方針会議等（情報共有の場）に持っていくのは西部地区と中央地区も同じように子育て応援パートナーが全て行っております。西部と東部の地区拠点というのは支援方針会議の中に地区拠点親子ひろばスタッフが入り、支援が必要な家庭の支援方針を市全体（3地区）で共有する必要があるか、関係機関に共有する必要があるかという方針を決めております。ですので、現状としましては、西部地区も同様に、地区拠点親子ひろばが各親子ひろばの情報を収集しているということとはございません。今後、地区拠点親子ひろばがそういう形になっていく必要があると事務局のほうでは考えているところになります。地区拠点親子ひろばの機能の部分は、子育て応援パートナー事業の仕組みに影響のないものとなります。ですので、東部地区のほうがかうまく機能していないというご意見を頂いていたこともありまして、そこはやはり子育て応援パートナーの対応力強化の部分になるのかなということで、今回そちらで整理をさせていただいていることとなります。

委員：ありがとうございます。この問題が子育て応援パートナー自身の対応力と言ってしまうと、子育て応援パートナーのすごくプレッシャーが大きくなってしまっているかなと感じたので、子育て応援パートナー個人に対応力ということでのスキルアップというよりか、今、事務局おっしゃったようにこれから拠点親子ひろばがそういった情報を集めて、そこで子育て応援パートナーを含めて支援を

していくというところになってくるといいなどはすごく思っているのですが、もしそのようなことができれば、それも提言のどこかに入るととてもうれしいなと思います。子育て応援パートナー自身1人にかかる責任だけではなくて、拠点と一緒にやっていくという、その視点が入るとよりそこが分かりやすくなるかなと思います。対応力のところに入ってもいいのかなとは思いますが。

ひとまずは情報の流れとして西部と東部は特に差異はないということで行えているということであれば、こここのところに東部を入れなくても、このままでも大丈夫かなと思いますので、すみません、混乱をさせてしまいまして申し訳ございません。

副会長：今、事務局さんのご指摘も受けて、ごめんなさい、修正の新旧対照表のほうを見てしまっているのですが、4ページの修正後のところの上のほうに同じアの親子ひろばとの関係性の中の提言の一部に、1行目の途中から「子育て応援パートナー事業と親子ひろば事業の連携強化に向け、中央地区に地区拠点親子ひろばを整備したうえで、早期に、地区拠点親子ひろばが地区拠点としての機能を強化し、地区内の親子ひろばをしっかりと支援できる体制を整えられることを望む」というところがあって、今、委員が言われたように地区拠点が今、地区によっては子育て応援パートナーが1人ではないけれども多く担ってしまっている各親子ひろばの情報収集や統一というものをこの地区拠点が連携してできるような形にしていくべきだということをここに書き加えるというのは、1つ答申の形としてあるのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。それで大丈夫です。

副会長：さっき後半にもあった民間と市直営の差とか、その辺りの文言もちょっと入れながら、何となく実態が分かるような形で入れるというのも可能かなと思っていますので、作文はこちらに任せていただいて、ここに入れるという旨はいかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。

会長：それでは、答申案のほうの5ページ、上から10行目ぐらいですか、先ほど「早期に、地区拠点親子ひろばが地区拠点としての機能を強化し、地区内の親子ひろばをしっかりと支援できる体制を」、ここに「各地区拠点で」というのを入れるというところで、そのニュアンスをより出すという流れではいかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。とてもよいと思います。

会長：事務局、それでよろしいですか。

では、ここに「しっかりと支援できる体制を各拠点で整えられることを望む」と一言文言を加えさせていただければと思います。

それでは、アについて、そのほかの委員いかがでしょうか。

委員：すみません。西部地区についてで、提言の文言ではないのですけれどもちよっ

と事務局にお聞きしたくて、西部で拠点の整備が難しいというのに対して、答申でそれを進めてくださいというのは全然おかしくないと思うのですが、実際進めるに当たっての課題みたいなものというのは何があるのですか。予算とか、人なのか場所なのかみたいな、その辺ちょっとお聞きしたいなと思ったのですが。ごめんなさい、中部ですね。中央地区の話です。

会 長：中央地区の話ですか。

委 員：そうです。中央地区には整備が難しい事情があるという現状があって、それを進めてほしいという内容で提言しているのですが、それをやるに当たって何か課題があれば教えていただきたいという内容です。

会 長：ありがとうございます。それでは、事務局から中央地区の現状、そして今後についてご説明いただけますでしょうか。

事 務 局：事務局です。よろしくお願いします。

課題としてはやはり場所と予算です。場所につきましては、これまで親子ひろば事業に関しましてはなるべく公共施設であるとか、そういった場所を活用して展開していったという経緯がございます。この中央地区に関してもなるべくそういった公共施設等を活用しながらできる限り進めていきたいということがございます。これに関しましてはやはり予算とも連動するところでもございます。今、現状として、市の動きなのですが、市のほうでは今、新庁舎を建設する予定となっております。それに伴って公共施設の再配置というところも検討がされているところです。そういった動きも踏まえて中央地区をどうしていくかを検討していかなければいけない。こういったことが課題となっております。

委 員：ありがとうございます。その辺ができる段階で見えるようにしたほうがいいのかという印象です。難しくてこうしたほうがいいよねというのはあるけれども、進捗とかが見えないと中央地区の人としては不足のままなのかなという印象も抱きかねないと思うので、その辺よろしくお願いしますという感じです。

会 長：ありがとうございます。一応、整備に向けて市としては取り組んでいるということ、確認させていただいてよろしいですか。

事 務 局：事務局です。まず、この中央地区の整備、これに関しましては、国分寺市の長期総合計画、総合ビジョンといいますけれども、こちらのほうでも目標として定めているところです。こういった市として目標として掲げておりますので、ここはしっかり整備について検討を進めていきたいと思っておりますし、進捗状況とか進展があれば運営協議会にご報告させていただきたいと考えております。

会 長：委員、よろしいでしょうか。

委 員：はい。ありがとうございます。

会 長：委員，入られたみたいですが。ありがとうございます。

それでは，ほかにアについて，委員，いかがでしょうか。

委 員：前回読み通してしまって，今さらと恥ずかしいのですが，3ページ，「現状と課題」の3行目，「他4か所においては，実施日数及び時間以外が地域子育て支援拠点事業の基準に達していないものの」というのがすごくまどろっこしいというか，何が基準に達していないのというか，時間と実施日数，また内容について基準に達しているところであればいいのかなとか，すんなり文が入ってこないように感じてしまうのですが，基準に達していない項目がかなり重要なところなのか，自力で調べようと思ったのですが何が基準に達していないのが調べ切れなくて，この場でお聞きしたいと思いました。

会 長：3ページの「現状と課題」のところで，上から3行目のところですね。何が足りていないのかというところを確認させていただきたいということですが。

事 務 局：事務局になります。ありがとうございます。改めて読ませていただいて，申し訳ありません。地区拠点の基準に達していない内容は実施日数と時間になりますので，「以外」というのを削除させていただければと思っております。申し訳ありません。ありがとうございました。

会 長：ありがとうございます。それでは，3ページの「現状と課題」，3行目，「実施日数及び時間が地域子育て支援拠点事業の基準に達していない」というところで，「以外」を除くというところで修正をさせていただきます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

副 会 長：すみません，ちょっとくどいのですが，さっき委員に指定いただいた箇所，ちょっと文章を考えてみたのですが，いいですか。答申案でいうと5ページ目の6行目から始まる場所だったと思います。そのまま読むと，「子育て応援パートナー事業と親子ひろば事業の連携強化に向け，中央地区に地区拠点親子ひろばを整備したうえで」の後に「各地区拠点の支援対応力の差をなくし，早期に，地区拠点親子ひろばが地区拠点としての機能を強化し，地区内の親子ひろばからの情報集約・統一を含め，各親子ひろばをしっかりと支援できる体制を整えられることを望む」ということで，ちょっと言葉を添えるとより具体的になるかなと思っています。いかがでしょうか。

会 長：ありがとうございます。

委 員：ありがとうございます。とても分かりやすくなっていいと思います。

会 長：そのほか，アについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員，聞こえが悪いですか。

委 員：今日かなり調子が悪くてうまく接続できていないみたいなので，お伺いだけ聞こえるようにさせていただければと思います。すみません。

会 長：今は聞こえておりますでしょうか。こっちのマイクは聞けますね。ありがとう

ございます。すみません。

それでは、アについてはひとまずこれでまとめさせていただきまして、次、イのところですか。「関係機関との連携」のところについてです。ここの新旧対照表を御覧いただけるとお分かりかと思いますが、前回かあるいは前々回ご意見を頂きました要保護児童対策地域協議会というのが前面に出過ぎると、やはり心理的なハードルが上がるというところがございますので、子ども家庭支援センターというところに置き換えさせていただいているところがございます。そのほか、現状として子ども家庭支援センターで臨時に対応を行っているところを加えさせていただいているところです。そして、これまでの事例を共有し、利用者支援をより適切に行えるようにというのを加筆しております。皆様、イについて、いかがでしょうか。

特によろしいようであれば先にウに進んで、またイについて思うところがあれば、後でお話しいただければと思います。

それでは、ウについてというところで、これは、「現状と課題」については修正なしで、提言のところですか。ここに文言を加えさせていただいております。社会資源を開拓するに当たって、地域資源での課題整理やそれを踏まえたというところで、その開拓はどういうところなのかというところで言葉を入れさせていただいております。そして、「地域で新たな社会資源となる活動が生まれたときに、子育て応援パートナーが社会福祉協議会や担当課等他の機関に繋いだり、稼働の場所を増やしていくなどの支援」ということで、従来ありました他機関連携というのをより詳細に書かせていただいております。

それでは、ウについて、いかがでしょうか。事務局から。

事務局：すみません、ウのところの加筆したところに誤字がありましたので訂正を頂ければと思います。提言の最後の文章になります。「活動場所を増やしていく」が「稼働」になっておりましたので、申し訳ございません。「活動」に修正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。8ページの後ろのほうになります。新旧対照表ですと6ページの下のほうになります。

会長：提言の最後のところですね。「稼働の場所を」というところが「活動の場所を」に字句の修正をさせていただきます。

そのほか、ウについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。委員、お願いします。

委員：すみません、ありがとうございます。9ページの2段落目の「継続的に」の文章なのですが、けれども、「子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センター、その他の支援機関に」ということが書いてあるのですけれども。

会長：委員、それエです。

委員：失礼しました。ごめんなさい。

会長：ウはよろしいですか。



委員：はい。すみません。

会長：それでは、エについてご意見があるということで予定をしておきますが、まず、項目名ですね、「就学後」というところではなくて、前回頂きました乳幼児期から就学に向けた移行というところで、タイトルをそれに合うように変更させていただいております。そして、「現状と課題」、ここも従来「関係機関」とありましたが、より詳細に「児童館、学童保育所、学校等の」ということで文言を足してございます。

そして、提言のところでは、ここは大分加筆をしておりますので、読み上げたいと思います。「ライフステージが移行するタイミングで、これまで何気ない会話の延長で相談できていた環境から、相談機関へ電話や出向いての相談に変化していくこととなる。就学前から、『小学生になったらこういうところがあるよ』というように、就学後の相談機関や利用できる場所（児童館等）などの紹介や子ども自身への声かけを行うとともに、就学後の生活を見通せ、戸惑いなく過ごせるよう積極的な利用支援を実施されたい。また、地域巡回時等の機会を通じて、子どものみならず、就学後の子育てについて戸惑いを感じている保護者等からの相談に応じ、保護者としての不安や悩みを相談できる場を具体的に紹介するなど、保護者の安心感を支え、適切な支援機関へ引き継がれたい」。そして、最後です。「図ることを望む」としてございます。

ということで、エについて、委員から発言ありましたので、委員、お願いします。

委員：すみません、先ほどは失礼しました。

9ページの2段落目の「継続的に支援を行っている子育て家庭の子どもが」というところに「子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターと」2つ並列で並んではいるのですけれども、どういう扱いでその意味を入れたらいいのかというところはあるのですが、子育て世代包括支援センターの中に健康推進課への機関に引き継ぐというか、連携するというところをこの子育て世代包括支援センターの中で考えてよろしいでしょうか。

会長：すみません、委員、健康推進課の業務というか事業はどういったことを指しますでしょうか。

委員：事業は、健康推進課なので心身の成長発達を支援していく中で、子育て世代包括支援センターが今設置をされていて、そこがある意味窓口になっているような状態にはなっていると思うのですが、ここでも健康に関する、子育てに関する、心理面に関する相談事業とかもやっているので、子育てをするに当たっては子ども家庭支援センターとともにすごく重要な課だと思っているのです。なので、その役割をこの子育て世代包括支援センターというところに含めて考えてよいのか。子育て世代包括支援センターの中に健康推進課があるということではないと思うので、いろいろな包括支援センターが

あつて健康推進課があつたり子ども家庭支援センターがあつたりというところもあると思うので、ここをどういうふうに、健康上の問題とか、そういったところの相談やそれを担う場所として入れてもらえるかなと考えたのですけれども、子育て世代包括支援センターがそれを含めた意味合いとしてここに載っているのならばそれでいいのかもしれないのですが、そこが分かりやすくなるとういかなと思います。

会 長：ありがとうございます。それでは、事務局から組織形態含めて今のご発言についていかがでしょうか。

事 務 局：事務局になります。現在、健康推進課というところが子育て世代包括支援センター事業を実施している課になります。こちらの項目が就学後に向けてのところになりますので、就学後の健康推進課の行っている事業になりますと、子育て世代包括支援センター事業になるかと思ひます。それまでの間は、出産・子育て応援「ゆりかごこくぶんじ」という事業、各地区に担当保健師を置き、実施しております。そちらは基本的に妊娠中から就学前までのお子さんをフォローというのが中心になりますので、就学後の健康推進課の事業というところになりますと子育て世代包括支援センターということになるために、子育て世代包括支援センターと記載をさせていただいております。

委 員：ありがとうございます。その役割をこの子育て世代包括支援センター内ということが含まれていて、それが分かればこの文言でよいかと思うのですけれども、なかなか市民には分かりづらい部分というか、ここで議論するのはあれですけれども、子育て世代包括支援センターの中でもそういう相談ができるところなので、それが分かりやすくなるとういかなと思ひました。なので、言葉としてはとういかな、文章としては特に修正をしなくても、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センターと並列に並んでいることで両方のどちらの支援も含まれているとうい意味合いになるとういことで理解をいたしましたので、大丈夫かと思ひます。

会 長：それでは、私のほうでもちょっと確認をさせていただきます。先ほどご意見頂きました、心身、発達、健康面についてとういことで、それは健康推進課が担っているとうい。学齢期においては健康推進課の下に設置されている子育て世代包括支援センターが担っているとうい、現状のままではよいのではないのかとういのが事務局の認識で、委員としてもそういう状況であれば文言変更なしでよろしいとういことでよいですか。

委 員：はい。すみません、ありがとうございます。私の十分な理解がなかったとうい、すみませんでした。

会 長：事務局、それでよろしいですか。

事 務 局：子育て世代包括支援センターの認知があまりないので、就学後も対応していただけるとういイメージが湧かないとういことでしょうか。

委員：はい。そうです。健康面とか、そういったところを担うというところが、子育て世代包括支援センターという言葉だけではなかなか市民には伝わりにくいなというところがあったので、ここに並列で健康推進課というものを持ってくるのはちょっと違うかもしれないのですが、言葉として健康推進課と言われると健康のことを担っている課なのだということが分かるので、そこがどんなふうに分かりやすく表現できるかと思っていたのですが、そもそも子育て世代包括支援センターを理解されれば、そこはなくても大丈夫なものかなと思いました。

副会長：確かに市長に出す答申案ではあるものの市民の方も広く読めるものという意味では、私も子育て世代包括支援センターという言葉で聞いても理解が深くできない部分はあるなと思っていて、この後ろに例えば括弧で「就学後の児童の健康、養育等を相談を担当する部署」みたいなので書くと正確ですか、不正確ですか。

委員：でも、ここは就学後だけではなくてもう本当に妊娠期から母子保健の分野では担っているところなので、就学後もとなるのか。

会長：いわゆる母子包括であれば、3ページにあります地域子育て支援拠点事業のところページ下に注意書きがございます。それと同様にこの子育て世代包括支援センターの注意書きとしてどういう事業を行っているのか、恐らく本文中に入れるとごちゃごちゃになってしまうので、市民への周知含めて子育て支援センターの事業内容等を注意書きでページ下に記載していただくということでしょうか。

委員：ありがとうございます。そうしていただけるととても分かりやすいと思います。

会長：事務局、それでよろしいですか。

では、文言についてはどう表記するかは事務局に取りあえずまとめていただいて、その後は会長、副会長で確認をしてという流れで進めさせていただければと思います。

それでは、エについて、ほかにはいかがでしょうか。委員、お願いします。

委員：先ほど会長が読んでくださった提言の部分なのですが、手元の印刷物にない言葉が入っていたように思いました。

会長：ありがとうございます。お願いします。

委員：10 ページの上から4行目、「戸惑いなく」の後に会長は「過ごせるよう」とおっしゃっていたのですが、印刷物には「戸惑いなく積極的な」と続いています。

事務局：新旧が間違えています。

会長：新旧のほう間違えている。「過ごせるよう」というのがないということですね。

では、すみません、本文のほうですね。10 ページの上から5行目、「戸惑いなく過ごせるよう」と、「積極的な」の前に「過ごせるよう」を入れさせて

いただきます。ありがとうございます。

委員：それともう1点あります。先ほど委員もご指摘してくださっていた箇所、「継続的に支援を行っている」という段落なのですが、就学後は小学校という言葉がエの中には書かれているように、教育相談室とか教育委員会とか、この小学校へ就学するときに申し送りが子育て応援パートナーの方たちができる機関として何か教育に関する部署を入れてはどうかなと感じました。

会長：委員ありがとうございます。9ページの「現状と課題」のところですかね。

委員：「現状と課題」の「継続的に支援を行っている」、「就学するときは、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センター」と並列で、その他の支援機関に含まれていると考えればいいのでしょうかけれども、小学校という言葉が幾つか見られたので、教育相談室というような教育部の支援機関を挙げていただいてもいいのかなと個人的には感じました。

会長：ありがとうございます。「現状と課題」のところの一番最後ですね。一番下、「ライフステージに変化のあるタイミングは」の段落で、「児童館、学童保育所、学校等の関係機関への丁寧な引継ぎが必要になる」と一応教育関係のところは「学校等」ということで含めさせていただいて、提言の一番最後ですね、「各ステージにおける子育て支援が切れ目なく続くよう、関係機関と」、ここはかなり幅広く関係機関を取っているわけですけども、もう少し学校だけではなく、教育相談でしたか、そういったところの名前を挙げて書くというイメージでよろしいですか、委員。

委員：子育て応援パートナーの方たちが連携しやすい機関として教育部があるのかなのかというのがちょっと私にはよく分からないのですが、学校での支援を考えるとすると、学校現場とともに教育相談室、今かなり親御さんも含め支援の重要な機関として感じておりますので、どうなのかなと感想程度のことです。

会長：それでは、課題の一番最後、「児童館、学童保育所、学校、教育相談室等」ということで、ここに教育相談室を入れさせていただいて、10ページのところは教育領域、幅広い関係機関がございますので、明示をすると逆に狭めてしまう危険性もあるので、ここは広く「関係機関」のままとさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。それでは、「学校」の次に「教育相談室」というのを入れさせていただくということ、そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、オに進みたいと思います。オについては、これも文言のより具体的なということで、少し足しているところです。冒頭、「子育てに困難を抱える場合、」というところ、そして3段落目ですか、「現在、毎月1回」のところ「職員の参加のもと開催している。」というところで文章を区切る。そし

て、本文 11 ページの「子育て応援パートナー事業の役割は、地域社会の様々な課題の解決を支援する側面が大きい。そのため、ケースを客観的に評価・分析し、利用者の力を最大限に引き出し、使える社会資源の紹介サービスが使いやすくなるように調整する技術の向上が欠かせない」ということを課題に入れさせていただいて、その上で先ほども3拠点の話がありましたけれども、新たに「また、中央地区に地区拠点親子ひろばを整備したうえで、市直営あるいは民間業務委託など、子育て応援パートナー事業の運営形態の別なく、情報の流れや活動内容の統一を図り、居住する地区によって受けられる支援が異なることのないよう支援ができる体制を整備されたい」、そして、分析力を入れるところ、そして最後の段落です。「子育て応援パートナーの相談対応力向上に向けたワークショップ等を盛り込んだ実践的な研修の実施に取り組まれるとともに、市内の情報に限らず、利用者が必要とする近隣市の施設やイベントの紹介といった具体的な社会資源の情報収集及び発信を継続的に進められたい」というところで加えさせていただきました。

このオについて、いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員：少し追加をお願いしたいのですけれども、オの「現状と課題」の1行目になりますが、「子育てに困難を抱える場合、心理的、経済的、社会的、知的、精神的」とあるのですけれども、「身体的」が入っていないので、「身体的」も入れたらどうかなと思います。

会長：ありがとうございます。どこに入れるかはちょっと考えさせていただいて、身体的な負担、私も身を持って体験しておりますので、そこは入れたいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、従来カとして「子育て応援パートナーの対応力強化について」という項がありましたけれども、今回はオのところに吸収統合をするということで、従来ありましたカのところは統廃合ということで整理をさせていただいております。

ということで、以上、ア、イ、ウ、エ、オまで見てきましたけれども、振り返りまして皆様のほうでもう一度ここどうだったかなとか、あるいは気になった点、全体通していかがでしょうか。委員、お願いします。

委員：すみません、イのところなのですけれども、「関係機関との連携」についてですけれども、7ページの「提言」のところの最後の行に「今後も、子ども家庭支援センターとの連携を密にし、支援を必要とする子育て家庭が適切な支援機関へつながられるよう事業の推進を図られたい」という文章の中で、連携だけではなく情報の共有という文言も入ると、個人情報も含めて必要な情報をどのようにやり取りをすることによって早急に支援につながるかということを考えていただけるかなと思うので、連携とともに情報の共有というのも大事なポイ

ントなのかと思いましたが、それが少し入るといいかなと考えました。

会長：ありがとうございます。情報共有の課題は随分この協議会でもご発言があったかなと思いますので、「子ども家庭支援センターとの連携・情報共有」ということで文言を追加させていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。まだご発言がない委員，全体を通じていかがでしょうか。委員，お願いします。

委員：私はウのところの就学する前の保護者の戸惑いとかというのを今回コメント的に入れていただいたところがきっかけになって小1の壁を乗り越える突破口ではないですけれども，こういうところに相談すればいいのだと思う小学校1年生になるお母様とかお父様が1人でもいらっしゃったらこの提言はすごくうれしいなと思っていて，でも今度息子が中学になるのですけれども，中学もあったなと思って，中学もまた未知の世界だなというのがあったので，今回学校と記載をしていただいたので，節目節目の親も子どもも不安定になるというか，新しいステップに上がるタイミングをサポートしていただけるという文言になっていたのが大変よかったかなと思いました。待っているだけではなくて親も情報を取りにいかなければいけないと思うのですけれども，そういうところのきっかけとかヒントみたいにもなるかなと思ったので，その点がとてもいい提言になるのではないかなと感じています。

以上です。

会長：ありがとうございます。「就学に向けた」という項目ではありますけれども，学校は小学校だけではなくその後も続いていくということで，広くライフステージの変化というところで提言に盛り込ませていただいております。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。委員，お願いします。

委員：私としましては，前回までに自分として意見させていただいた地域社会資源との連携のところであったり，就学に向けた対応というところが文言としてしっかり反映されていて，とてもうれしいなと思っております。また，やはり特にウの「地域社会資源との連携」のところでは，なかなかこういった提言でどうしてもインフォーマルな資源についての提言というところがなかなか難しいのかなと思っていたところが，本当によくこういったところで表現されているので，そういった部分でもっともっと地域全体を支えていく体制がとてもうれしいなと感じております。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。それでは，プレッシャーかけますけれども，委員，いかがでしょうか。委員，手が挙がりましたので，ありがとうございます。委員，お願いします。

委員：本当に何も言うことがなくて，私の小さい声をこういうふうに丁寧に拾っていただいて，言葉にさせていただいてすごく感謝しています。アウェイ育児で不安

もいっぱいあるのですけれども、育児、これから頑張ろうという気になりました。これが実現されるといいなと思います。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。

委 員：最後ですね。

会 長：はい。お願いいたします。

委 員：ありがとうございます。前回、アセスメントとかソーシャルワークとかいろいろあったのですが、非常に分かりやすく表現されていて、利用者支援という立場での子育て応援パートナーの役割、そしてその重さがよく表れていて、どこと連携してその人をどうやって支えていくのかなということがかなり詳しく書かれているので、いい提言になったのではないかなと思っております。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。それでは、全体を通じてなければ、答申案についてはこれで、皆様から今日頂いた意見を反映して成案とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

また、細かい字句修正、あるいは先ほどの「身体的な」という文言、微細な修正については会長、副会長確認の下、成案を得たいと考えますが、それによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

おかげさまをもちまして答申案を得ることができました。本当にありがとうございます。これからは事務局、そして行政内部の取組を期待するところでございますが、答申案得て、また次期以降、この答申に対する取組がこの協議会で報告されるであろうと思いますので、事務局のほうもその点よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1が終わりましたので、次第を進めまして、3「報告事項」です。令和3年度の子ども家庭支援センター事業について、事務局よりお願いいたします。

事務局：事務局でございます。よろしくようお願いいたします。

これから令和3年度の子ども家庭支援センターで実施している事業の実績報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料35を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。よろしくようお願いいたします。主に、子ども家庭支援センター相談担当事業につきましては私が発言させていただき、子ども家庭支援センター地域担当の事業につきましては地域担当よりご発言させていただきたいと思っております。事業の中で発言者が変わるところもございますが、その点についてご承知おきいただければと思います。よろしくようお願いいたします。

1「子ども家庭支援センター事業」でございます。子ども家庭支援センター

の事業目的といたしましては、相談事業、要保護児童対策地域協議会、在宅サービス基盤整備事業、地域組織化事業、子育て応援パートナー事業等を行うことで、18歳未満の子どもと子どもを育てる家庭を支援し、子どもの健やかな成長及び地域社会の福祉増進を図るといったものになります。

(1) 相談事業、令和3年度の新規受理件数につきましては、合計508件となっております。虐待相談に関しましては184件、要保護相談につきましては236件、保健相談が5件、障害相談が8件、非行相談が1件、育成相談が66件、その他の相談が8件となっております。合計508件という形となっております。この虐待相談の新規受理の受付経路といたしまして、ここに挙げられている機関から表のとりの件数が上がってきております。その他に関しましてはちょっと数が多く目立つような数字ではあるかなと思うのですが、こちらに関しましては上記以外の市の部署ですとか、他市区町村などからの受付のものがこちらに入っております。また、数字の部分でございますけれども、※印のところ、虐待相談受付経路の件数は令和3年度新規受理件数184件と、令和2年度の3月末時点で方針が決定していなかった39件を合わせました223件のうち、こちらも同様に令和4年の3月末時点で対応方針が決定している件数がこちらの数となっております。ですので、令和3年度末で対応方針が決定しておりませんでした24件につきましてはこの中に入っていないという形となっております。

c 「継続的支援を要する児童等に対する支援及び調査」でございます。こちら訪問と来所、その他という形のカテゴリーで分けられておりまして、それぞれ児童、保護者、その他という3つの分類に分けられております。訪問につきましては児童566件、保護者870件、その他（関係機関等）でございますが、こちらが1,867件となっております。来所につきましては児童77件、保護者265件、その他140件。その他というところが、こちらが電話ですとかメールといったものを使った支援や調査になりますけれども、児童が157件、保護者が3,612件、その他が9,554件、計1万7,108件という形となっております。

会 長：これ、延べ件数でいいですか。

事務局：こちら延べ件数となっております。延べ1万7,108件となっております。

「小・中学校、保育所等・幼稚園への巡回相談」でございますが、巡回を行い、その場で先生方等々からご相談を受けたりということをやっており、小・中学校に関しましては40回、保育所等・幼稚園に関しましては50回行っております。小・中学校に関しましては、各学校によって定例の打合わせといった形で情報共有を行っているものも含まれております。

次ページに参ります。(2) 要保護児童対策地域協議会でございます。要保護児童地域対策協議会は3層構造となっております。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、こちらの3層構造となっております。実務者会議に



関しましては、実務者会議進行管理部会という形で、特定妊婦・未就学児分科会と就学時分科会をそれぞれ行っております。代表者会議につきましては令和3年度に1回行っており、実務者会議に関しましても1回行っております。特定妊婦・未就学児分科会につきましては3回行っておりまして、こちらは特定妊婦・児童虐待ケースの進行管理を行うとともに関係機関との情報共有を行っております。就学児分科会につきましては、特定妊婦・未就学児分科会と同様に、就学児のお子さんに限定した進行管理を行っております。また、個別ケース検討会議でございますが、各関係機関、要保護児童対策協議会に加入いただいている関係機関の方々と一堂に会しまして、情報共有ですとかそのご家庭に対する全体の支援方針の会議を行っております。こちらが年間43回実施されております。

(3) 在宅サービス基盤整備事業でございます。こちらは児童相談所との共催で、毎年養育家庭の普及を図ることを目的に養育家庭制度のご紹介ですとか、里親による体験発表会を行っております。これを養育家庭体験発表会という形で実施をしておりまして、昨年度に関しましては12月4日、国分寺coco bunjiプラザで開催しております。参加者の方は31名となっております。今年度もまた実施する予定となっております。こちらのご案内につきましてはまた後ほどお時間を少し頂ければと思います。

事務局：続きまして、(4) 地域組織課化事業になります。地域組織化事業としまして、市内に子ども及び子育てを支援する事業・活動を実施する団体または個人、その活動に関心を持つ団体または個人と、行政機関（市、教育委員会）の子育て支援活動を行っているスタッフ等が集い、情報交換する場として、国分寺子ども・子育て支援円卓会議を実施させていただいております。こちらの運営につきましては、国分寺子育て支援事業者連絡会と協働で実施しております。年12回実施しまして、延べ参加人数は443人になります。昨年度はコロナ禍ということもございましてウェブと会場と併用で実施をさせていただいております。

また、こっこっこだよりの発行を行っております。市内の親子ひろばや児童館、子育て支援活動を一覧で、一遍に見られるように地図を表示して、それぞれの活動を紹介する「だより」を市報の折り込みという形で発行しております。

続きまして、(5) 活動場所の提供になります。こちらは子ども家庭支援センターのプレハブの部屋と2階の地域活動室を市民に開放しているものとなります。プレハブの部屋につきましては小学生から18歳未満のお子さんが過ごせる場所として開放しております。また、2階の地域活動室につきましては、地域で活動する子育てグループ等の活動場所として開放をさせていただいております。プレハブの利用者数につきましては、延べ利用者数139人になりましたが、2階の地域活動室につきましては、活動を自粛しているグループが多く

て、利用者がいなかったという現状になります。

続きまして、子ども家庭支援センターの広報活動になります。子ども家庭支援センターの広報を市報、ホームページ、ツイッター等を活用して相談支援事業や行事等の広報を行っております。また、年に2回、国分寺市立子ども家庭支援センターの広報として「ぶんちっちだより」というのを発行させていただき、幼稚園・保育園・学校・公民館・図書館・児童館等の公共施設のほうに配架しております。発行部数は5,000部になります。

(8) 子ども家庭支援センターの運営協議会になります。本日皆さんに参加していただいている協議会の昨年度の実績をこちらに記載させていただいております。昨年度の開催状況、内容、参加人数についてはこちらに記載のとおりとなります。

事務局：続きまして、2「いじめ・虐待防止等事務事業」でございます。概要といたしましては、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例に基づき、啓発活動や具体的な相談手段でございます子ども専用相談電話の広報を行うことで、児童自身や一般市民がいじめ・児童虐待防止について正しく理解し、いじめ・児童虐待の早期発見・未然防止を図ることができるといったものとなっております。

この中の子ども専用相談電話でございますが、18歳未満の児童を対象に子ども専用相談電話での相談を実施しております。昨年度の相談件数につきましては5件となっております。

広報といたしましては、子ども専用相談電話の広報を年1回市内全ての小中学校を訪問いたしまして、専用相談電話周知のための「こそでんカード」という物を配布しております。また、昼休みの時間に放送にて子ども専用相談電話というのはこんなものだよといった広報の放送をさせていただいて周知を行っております。配布枚数につきましては市内全小中学生ということで、8,191枚を配布しております。また、広報に関しましては市内小中学校でございますので15校全てに対して行っています。

また、講演会・講座といたしまして、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例市民講演会として、昨年度は「親の接し方だけでかわる子どもの心」というタイトルで実施をさせていただいております。市民ですとか関係者の皆様にご出席いただき、54名の参加を頂いております。また、子育て支援講座といたしまして、ペアレント・トレーニングというソーシャルスキルトレーニングがあり、そちらをベースとした2週連続の講座で対象者は同じ方にしたものでございますけれども、「キラッと子育て～ペアレント・トレーニングで学ぶ子育てのコツ～」と題して事業を実施しております。こちら、6名と4名の参加ということでございまして、1回目6名参加されて、同じ方を対象に2回目を行っておりますが、2名の方がご欠席となっております。

会長：それでは、「子ども家庭支援センター事業」及び「2のいじめ・虐待防止事務

事業」につきまして、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。特になければこのまま説明を続けますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の3つ目の「親子ひろば事業」について、事務局、お願いします。

事務局：続いて、親子ひろば事業につきましては、地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者の方が安心して立ち寄り、遊びと交流ができ、子どもや子育ての相談が気軽にできる場所として市内12か所で親子ひろばを実施しております。市内の12か所の昨年度の実施日数につきましては記載のとおりとなります。東恋ヶ窪学童保育所につきましては週1回の実施になっておりますので、こちらはそれぞれ実施日数の差がありますけれども、実施日数が1日だったり3日だったり、5日だったりということで違いがございますので、それに合わせた形の実施日数となっております。

続きまして、「利用状況」になります。こちらはお子様、大人、それぞれ区分に応じた延べ利用件数になります。今年度の子どもの利用延べ件数につきましては1万8,327人、大人につきましては1万8,901人、合計3万7,228人になります。昨年度の令和2年度につきましては、子どもが1万5,077人、大人1万3,593人、合計で2万8,670人という数字でしたので、コロナ禍が少し落ち着いてきて、利用者が増えたのかなと考えているところでございます。

続きまして相談延べ件数になります。項目ごとの相談延べ件数になります。内容としては親自身の悩み・不安というのが一番多い相談となっております。統計としては2,147件になります。参考までに昨年度の数値になります。昨年度につきましては合計で1,879件という形になっておりますので、利用状況が増えていることもあり、相談も増えてきているというような状況になっております。

また、専門的な相談に応じるために、本多親子ひろば、泉町親子ひろば、ひがしこいがくぼ3丁目よくこう親子ひろば、プレイステーション親子ひろば、西町親子ひろばと、西部地区拠点親子ひろばになりますが、そちらのほうに助産師を月1回派遣して相談に応じるという取組を行っております。

「その他」としまして、親子ひろばでは9月1日から9月30日まで1か月間、毎年年に1回それぞれの親子ひろばにおいてアンケートを実施し、利用者の皆さんの声を収集し、その結果を運営に反映しております。参考までにご紹介させていただきますと、利用目的については、やはりお子さんを遊ばせたいという理由で親子ひろばを利用している方たちが多い状況です。コロナになってから、ひろばの利用目的として、ほかの利用者やスタッフととにかくお話がしたいということで訪れる方が42.2%、コロナ前の平成30年度34.2%だったのが、コロナになってから年々増えてきております。

続きまして、「子育て応援パートナー事業」になります。こちらにつきまし

ては今年度の運営協議会の第8回でご報告している内容と同様になります。内容につきましてはこちらをお読み取りいただければと思っております。

会 長：それでは、「親子ひろば事業」、そして「子育て応援パートナー事業」について、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。

それでは、特にないようですので、続けて「ファミリー・サポート・センター事業」について、事務局からご説明をお願いします。

事 務 局：事務局でございます。5「ファミリー・サポート・センター事業」のご説明をさせていただきます。事業としましては、育児の援助をしたい方、こちらを援助会員と呼びます。育児の援助をしてほしい方、こちら利用会員と呼びます。この援助会員と利用会員の会員登録、援助活動の調整等をこのファミリー・サポート・センターのアドバイザーが行い、育児の相互援助を全市的に広げることとともに支え合うまちづくりを進めるといった事業となっております。

登録状況といたしましては、援助会員が246人、利用会員が1,385人、両方会員といわれます援助会員もやっているし利用会員にも登録しているという方が8名おります。総会員数といたしましては1,639人となっております。

活動状況といたしましては、利用会員になられた場合、事前協議という形で援助会員と利用会員を引き合わせる協議があるのですけれども、そちらの実施回数が203回、援助の調整した件数でございます援助活動調整件数が4,560件、こちらの数にはキャンセル分の631件が含まれております。援助活動実施件数、これは実際に活動が実施された件数でございますが、こちらが3,929件となっております。

また、講習会・事業説明会等として、援助会員と利用会員ともに会員数を増加させ、相互の助け合いの事業を進めていくために、講習会ですとか事業説明会等を毎年複数回ずつ行っております。また、援助会員になられた方に関しましては、講習会を受けた後に実際支援に入るのでございますけれども、支援に入った後も様々活動していく中で不安なところですか、疑問点とか出てくる場合がございます。そういったフォローアップの講習会といったものも行っております。各実施者数ですとかそれぞれの説明会等で登録された人数といたしましてはこの表のとおりとなっております。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては以上となります。

6「ショートステイ事業」でございます。こちらは保護者が緊急かつやむを得ない事情でお子さんを養育することができない場合、学校や保育園に通いながら安心して生活できる場を確保するといったものとなっております。事業といたしましては東京サレジオ学園に委託しまして、預かりをお願いしています。通常の学校や保育園等がある平日の間でも東京サレジオ学園から各学校や保育園、幼稚園等々に送迎を行っていただいています。このショートステイ事業に関しましては、小平市、東村山市と3市合同で実施をしております、利用人

数といたしましては延べ人数が 11 名、また利用延べ日数が 39 日となっております。このショートステイの対象のお子さんなのですけれども、委託している先が東京サレジオ学園であり、児童養護施設でございますので、2 歳以上のお子さんを対象とさせていただきます。

ショートステイ事業につきましては以上でございます。

会 長：ありがとうございます。それでは、「ファミリー・サポート・センター事業」と「ショートステイ事業」について、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

副 会 長：ファミリー・サポート・センターというのは、援助の内容というのはどんなことをしてくださるのですか。

事 務 局：ファミリー・サポート・センター事業に関しましては、お子さんの送迎ですとかお子さんのご自宅内でのお預かりや、また援助会員さんのお宅の中でのお預かり、あとは公共施設の中でのお子さんのお預かりといった形で、保護者の代わりに援助会員さんと過ごしてもらうというような形となっております。

副 会 長：ありがとうございます。あと、ショートステイは 1 回の利用日数とかあったかなと思うのですけれども。

事 務 局：一応決まりとしては 1 回 6 泊までを限度としております。

副 会 長：どうしてもという場合には例外的もあるような形ですね。

事 務 局：そうですね。その部分は要相談という形でさせていただきます。

副 会 長：ありがとうございます。

事 務 局：そのほかいかがでしょうか。委員、お願いします。

委 員：ショートステイ事業の 2 歳未満のお子さんのご家庭に関しては、国分寺市としてはどのような対応をしてくださっているのでしょうか。

事 務 局：事務局でございます。2 歳未満のお子様に関しましては、お預け先といたしますと乳児院となります。乳児院に関しましては、ご家庭とそれぞれの乳児院との個別の契約という形になりますので、各保護者の方々から乳児院のほうにお問合せを頂いて契約をしてもらうという形になってございます。乳児院の施設の紹介等々は児童相談所で行っております。

以上でございます。

委 員：ありがとうございました。

事 務 局：ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、次の「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」について、お願いいたします。

事 務 局：「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」でございます。こちら、ひとり親のご家庭に対するホームヘルプのサービスでございます。就業ですとか就業に向けての技能習得などの自立に向けた活動、または一時的な疾病等のため日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対してホームヘルパーを派

遣させていただいて、日常生活の世話等必要なサービスを行わせていただくといった事業となっております。

このひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用するための区分というのが複数ございまして、それがこの下記の表に記載されているとおりでございます。それぞれの区分において利用されている世帯数、派遣回数、派遣時間は表のとおりとなっております。利用延べ世帯数が 17 世帯となっておりますが、実数といたしましては 16 世帯となっております。その理由といたしましては、この各区分に重複して利用されている方がいらっしゃるため、数字にずれがあるという状況でございます。

ひとり親家庭ホームヘルプサービスにつきましては以上でございます。

続けさせていただきます。「育児支援ヘルパー事業」でございます。こちらに関しましては、育児不安や養育困難と感じている保護者に対して訪問支援や育児支援ヘルパーを派遣することにより、児童虐待を防止することを目的として事業を実施しております。

ヘルパーの派遣といたしましては、産前、産後、養育といった3つのカテゴリーに分かれておりまして、令和3年度に関しましては、産後の利用に関しまして、利用延べ世帯 73 世帯、派遣回数 795 回、派遣時間 1,180.5 時間、多胎のご家庭に対しては 6 世帯、168 回、269.5 時間、養育の支援といたしましては 4 世帯、50 回、62 時間となっております。計 83 世帯に対して 1,013 回の派遣を行い、1,512 時間の派遣を行わせていただいております。

育児支援訪問相談として、育児不安や育児困難を感じていらっしゃるご家庭に対して専門職がご家庭に訪問させていただき、ご相談を受けるといった支援が育児支援ヘルパー事業の中にございまして、こちらに関しましては 83 世帯のうち 8 世帯、延べ 25 回訪問をさせていただいております。

また、ヘルパーの派遣事業者に関しましては、国分寺市においては市内、市外合わせまして 8 事業者にこちらの育児支援ヘルパーの派遣をお願いさせていただいております。その事業者に対しましての研修ですとか連絡会を複数回行わせていただいております。令和3年度に関しましてはこの表のとおり実施をさせていただいております。

育児支援ヘルパー事業につきましては以上でございます。

会長：ありがとうございます。「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」、そして「育児支援ヘルパー事業」について、ご質問等ございますでしょうか。委員お願いします。

委員：育児支援ヘルパー事業について質問です。産前の支援がゼロ世帯、ゼロ回、ゼロ時間になっているのですけれども、実際に妊産婦さんを支援する立場に私おりますけれども、これが使えるといいなというケースが結構あるのですが、このゼロというのに何か理由で考え得るものがあれば教えていただければと思います。

ます。

会 長：では、委員、質問を続けていただいて、まとめて事務局から回答させていただければと思います。

委 員：それぞれのヘルプサービス事業について、申込者があって審査があって派遣が決まるという、そういう仕組みがあるのでしょうか。それとも申し込めば必ずヘルプが受けられるのでしょうかということ、それから期間については申込者の方の希望があれば2年でも3年でも続けられるのでしょうか。その2点についてお聞きしたいと思います。

会 長：ありがとうございます。では、以上3点、事務局からお願いします。

事 務 局：事務局でございます。まず、最初にご質問頂きました産前の利用がゼロ件だったというところでございますけれども、こちらに関しましては結果的にゼロ件であったということかと思っております。特定妊婦の方々等々、健康推進課とも連携を図り対応を行っております、その中でも必要と認められるご家庭に関しましては産前の派遣というところもご紹介等々はさせていただいております。

また、お問合せを頂いた際に関しましては、この産前の利用に関しましては、先ほど委員からもお話がございましたけれども、一定の審査があり、お話をしっかりお伺いさせていただくと、ご家庭の支援が得られる等で、実際派遣に関しての要件を満たされないという方が一定数おられましたので、そういった理由でゼロ件になっているような形でございます。

また、派遣の流れにつきましてですが、お問合せを頂いた上でお話を伺わせていただきます。その中で要件を満たしている場合に関しましては申請を頂き、その申請を基に審査をかけさせていただきます。その審査、内容によって支援を決定するといった流れになっております。

また、利用の限度というか、日数等々に関しましては、ちょっと細かくなってしまいますけれども、まず単胎のご家庭に関しましては退院日から起算して90日までの期間で60時間以内の派遣となっております。多胎の出産に関しましてはちょっと複雑になってまいりますので言い方として正確ではないかもしれませんが、退院日から90日までの期間で60時間、こちらは単胎と変わらないのですけれども、その後91日からお子さんが1歳になる日までの間で30時間まで利用することができます。ですので、正しいお伝えの仕方ではないのですけれども、お子さんが1歳になるまでの間に90時間ご利用いただけるというのが簡易的なご説明になるかと思っております。

また、産前の利用に関しましては、保護者の方が母子手帳の交付を受けた日から出産の日までの間で20時間までとなっております。

養育の支援といたしましては、90日間で20時間までで、1年の間において180日で40時間までを限度とするという形となっております。

ちょっと口頭でのご説明になりましたので詳細等がしっかりとお伝えできていない部分があるかと思いますが、以上となります。

委員：ひとり親家庭については例えば2年以内の家庭というように、始めてから2年までとか、制限があるのでしょうか。

事務局：ひとり親家庭に関しましてはこの表のとおりであり、実際に派遣させていただく日程等々に関しましては全て同じ要件となっております。

同一世帯につき月12回までの派遣でございます。また、職業能力開発センター等々、学校ですとか、そういったところに通っている場合に関しましては12回では足りないということがございますので、派遣の時間数内であれば月24回までは派遣することができるような形となっております。

委員：必要であればきっと2年でも3年でも4年でもと何となく利用の方の安心感が確保できるかと思つての質問でした。ありがとうございました。

事務局：大変失礼いたしました。質問に対する回答ではあまりなかった部分もあるかと思つています。申し訳ございません。

会長：ありがとうございます。それでは、ご説明いただきました8事業について、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次第を進みまして4「その他」です。それでは、事務局、お願いします。

事務局：事務局でございます。先ほど、事業の報告でもご説明少しだけさせていただきましたけれども、養育家庭体験発表会というものを毎年実施させていただいております。この養育家庭というのは、ちょっと下の四角のところですが、様々な事情で親と一緒に生活できない子どもを家庭に迎え入れ、一定期間養育する制度となっております。こちらについての広報を東京都と一緒に実施をさせていただいております。今年度に関しましては令和4年11月5日、来週の土曜日ですね。ちょうど1週間後となっております。午後2時から4時の時間で実施をいたしまして、cocobunjiプラザのリオンホール、こちらで行いたいと思っております。お申込みに関してでございますが、申込みの期間が11月1日までということで少し短くなってございますけれども、もしご興味等々ある方いらっしゃいましたら、このQRコードがあるのですけれども、子ども家庭支援センターにご一報いただければお申込みを受け付けさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思つています。

この養育家庭体験発表会なのでございますけれども、実際養育家庭で里親としてご活動されていらっしゃる方をお呼びさせていただいて、日々の里子さんとの生活のことですとか、実際お預かりしている中での困られた点やよかった点、そういったところをお話いただく会となります。すごく養育家庭の方が、赤裸々にお話をしてくださる場となっております。なかなかふだん聞くことができないお話となっておりますので、もしご興味がある方いらっしゃいましたら



ご参加いただければと思っております。

今、こちらに子ども家庭支援センターにご連絡くださいということ申し上げたのですけれども、市のホームページから検索ができます。そちらの検索機能の欄に 1026701 という数字を入れていただいて検索かけていただきますとこの養育家庭体験発表会の受付のリンク元に行きますので、そちらから共同電子申請を行っていただければと思います。

会 長：電話が一番間違いないですね。

事務局：はい。電話が一番間違いない早くです。お申し付けいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長：ありがとうございます。それでは、予定をされておりました審議は以上になります。これにて第 10 期の国分寺市子ども家庭支援センター運営協議会の任期は終わることになります。先ほど事務局からもありましたが、2年間で2つの諮問に対して答申を出すというかなり短期間での作業、今期からという取組ではありましたけれども、非常に毎回活発な議論を頂き、また答申のほうにも皆様のご意見を積極的に盛り込むことができました。改めてご協力いただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

また、次期以降について、協議会でも意見が出ましたけれども、関係する職員、当事者の陪席を何度か事務局にはお願いしたのですが、今期はなかなかそれが実現せず、ということがございました。その分事務局に労を取ってもらって意見収集をしていただきましたけれども、その点、改めて次期に向けてご検討いただければと思いますが、いずれにしても私は「はいどうぞ」という意見の振り分けぐらいしか能がないので、それにしても本当に活発に意見を出していただきましたこと、ありがとうございます。おかげで何とか会長職を務めることができました。そして、今回も無事に答申をまとめることができました。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第 10 期、終了したいと思います。皆様ありがとうございます。

——了——